

業 務 仕 様 書

1 業務名

定山溪国道 230 号線沿い区画の立木の伐採及び撤去等業務

2 業務概要

定山溪 230 号線の拡幅に伴い札幌市が北海道土地開発公社に売却する土地上にある、立木の伐採及び動産の撤去等を行う。

なお、売却する土地は別添資料の青色部分となる。(住所：札幌市南区定山溪温泉東 4 丁目)

3 業務委託期間

契約締結の日から平成 29 年 8 月 31 日まで

4 業務内容

(1) 土地上の立木の伐採及び処分

別紙 1 に示す A から E のブロックに存在する立木を伐採すること。

なお、実際の立木には木ごとにナンバリングされた印（テープ）がつけられている。各ブロックに存在する立木の詳細は別紙 2 のとおりとなる。

また、立木の伐採にあたっては、抜根の必要はないが、伐採後の安全性を考慮し、地面に近い位置で伐採すること。

なお、伐採した立木は処分場まで運搬し、処分すること。

(2) 動産の撤去

別紙 3 に示す ① から ③ に示す動産を撤去すること。

なお、動産の詳細は別紙 4 のとおりとなる。

(3) 工作物の撤去

別紙 5 に示す A～C の工作物を撤去すること。

なお、撤去する工作物は地中部分も含めることとし、詳細は別紙 6 のとおりとなる。

(4) 電力ケーブルの切断及び接続

当該売却地を含むエリアには電力ケーブルが埋設しており（別紙 7 のとおり）、当該地の売却後の整地により電力ケーブルが切断されることを避けるため、別紙 7 の A 地点と B 地点において電力ケーブルを切断し、新たに両地点間を電力ケーブルを売却非該当となる土地内で接続すること。

5 実施報告

(1) 完了届には、作業内容を示す書類を添付すること

(2) 完了届には、各業務の完了写真を添付すること

6 業務の履行検査について

業務完了後、札幌市が通常行う検査の他、当該土地の売却先である北海道土地開発公社の確認を受け、了承を得られることが検査完了の条件とする。

7 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。